

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 6月19日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：1件

| No. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|-----|---|------|----------------------|
| 1 | 3号機 | 原子炉の中性子束分布を測定するため、移動式の検出器が通過するための原子炉内につながる配管の格納容器隔離弁4台を開けた後、測定が開始できなかったことから、閉めようとしたところ、そのうち2台が閉まらなかった。このため、保安規定に定める「運転上の制限」からの逸脱を宣言。その後、当該隔離弁2台を閉め、動作に異常がないことを確認したことから、「運転上の制限」の逸脱からの復帰を宣言。 | A s | 6月19日公表済 PDF204KB |

区分Ⅲ：該当なし

その他：16件

| No. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|-----|--|------|---------------------------------|
| 1 | 1号機 | 重油移送ポンプ（2）出口圧力指示計点検において、圧力指示計継手部に油のにじみが認められたため、当該部を修理 | D | |
| 2 | 1号機 | 主タービン複合中間止め弁（1、3）開度指示計に指示不良（ドリフト）が認められたため、当該開度指示計を点検・修理 | D | |
| 3 | 1号機 | タービン建屋地階所内ボイラ室ページング装置等（4台）点検において、送受話機コードに亀裂が認められたため、当該コードを交換 | D | |
| 4 | 2号機 | 原子炉建屋1階ページング装置等（2台）点検において、内部コネクタ固定金具に外れが認められたため、当該金具を取付 | D | |
| 5 | 2号機 | 電動機駆動原子炉給水ポンプ（A）潤滑油タンク上蓋フランジ部に油溜まり（微量）が認められたため、当該部を点検・修理 | D | |
| 6 | その他 | 2号機及び3号機タービン建屋換気空調系排気ダクト貫通部排風機建屋壁面に腐食が認められたため、当該部を点検・修理 | C | 7月14日再審議にて 号機変更 3号機 → その他 |
| 7 | 3号機 | 屋外取水設備電源室のページング装置に通話不良が認められたため、当該ページング装置を点検・修理 | D | |
| 8 | 4号機 | 主発電機水素ガス冷却系機内窒素ガス注入弁等（6台）点検において、開閉表示リミットスイッチ用フレキシブル電線管に劣化及び接続部に破損が認められたため、当該部を修理 | D | |
| 9 | 4号機 | タービン建屋換気空調系南側給気ファン入口フィルタに詰まりが認められたため、当該フィルタを点検・清掃 | D | |
| 10 | 6号機 | 残留熱除去海水系ポンプ（B、D）モータ冷却水ライン用ストレーナ（1、2）フランジ部より海水のリーク（微量）が認められたため、当該部を点検・修理 | C | |

| No. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|--------|---|------|-------------------------------|
| 11 | 集中環境施設 | ペレット等固化設備固化ドラム缶払出し扉（2）に動作不良（全閉位置をオーバー）が認められたため、当該部を点検・修理 | D | |
| 12 | 集中環境施設 | 可燃性雑固体焼却設備大気汚染監視装置酸素記録計のデジタル表示部に故障を示す「エラー」が認められたため、当該記録計を点検・修理 | D | |
| 13 | その他 | 工具センタの計測器等の校正において、ダイヤルゲージ等（7台）に計器精度外れが認められたため、当該計器を修理 | D | |
| 14 | その他 | 工具センタの計測器等の校正において、トルクレンチ（1）及び絶縁抵抗計に計器精度外れが認められたため、当該計器を修理 | D | |
| 15 | その他 | 工具センタの計測器等の校正において、トルクレンチ（2）に計器精度外れが認められたため、当該計器を修理 | D | |
| 16 | その他 | 6/18 審査分（NO. 13：「主タービン電気油圧式制御油ポンプ（B）ヨーク保持用シリンダチューブフランジ部より油のにじみが認められたため、当該部を修理」）の不適合件名の登録遅れが認められたため、対応検討 | B | 7月15日再審議にて グレード変更 C → B |

【凡例】

| 公表区分 | 事象の概要 | 主な具体例 |
|------|---------------------------------------|--|
| 区分Ⅰ | 法律に基づく報告事象等の重要な事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など |
| 区分Ⅱ | 運転保守管理上、重要な事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など |
| 区分Ⅲ | 運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など |
| その他 | 上記以外の不適合事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など |

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで